

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	6-2
処分の種類	木くずチップの保管を行った者に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第10条			
処分の概要	木くずチップの保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>◎条例第10条(改善命令) 第8条第3項の基準に適合しない木くずチップの保管が行われたときは、知事は、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>◎条例第8条(木くずの保管期間等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 記載省略</li> <li>2 記載省略</li> <li>3 前項に規定するもののほか、木くずチップを保管する者は、規則で定める保管に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを使用しなければならない。</li> </ol> <p>◎条例施行規則第5条(木くずチップの保管に関する基準) 第2条第1号及び第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第8条第1号(ロの(2)の(ロ)を除く。)から第3号までの規定は、条例第8条第3項の規則で定める保管に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物」とあるのは、「木くずチップ」と読み替えるものとする。</p> <p>◎条例施行規則第2条(産業廃棄物の処理等に関する基準) 条例第6条の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。</li> <li>イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。</li> </ol> </li> <li>(2) 産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</li> </ol> <p>◎法施行規則第8条(産業廃棄物保管基準) 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</li> <li>ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。</li> <li>(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨</li> <li>(ロ) 記載省略</li> <li>(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>(二) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの</li> </ol> </li> </ol>			

<p>処分基準 (未設定の場合 はその理由)</p>	<p>2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。</p> <p>(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ</p> <p>(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>(ii) (1)に規定する高さ</p> <p>(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>(ii) (1)に規定する高さ</p> <p>ハ その他必要な措置</p> <p>3 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>4 記載省略</p>
<p>基準の根拠</p>	<p>—</p>